

天下みゆきです。日本共産党県会議員団を代表して、提案されている31件の議案中、議第112号、119号、134号、137号の4件に反対し、討論します。

**① 最初に、水道コンセッション民営化（以下、水道民営化）に関連する議案の反対理由を述べます。**

全国初の本格的な水道民営化の初年度の決算書には、運営権者の収入や支出、純利益は記載されておらず、議会のチェック機能が全体に及ばないことが改めて明らかになりました。

経営審査委員会での報告によると、決算年度、運営権者は3億6千万円の当期純利益を出しています。20年間で92億円の純利益をあげる予定です。また、民営化導入の効果は20年間で337億円のコスト削減ができるとの説明でしたが、初年度のコスト削減はわずか1%の2億9千万円と、心もとない結果でした。

しかも昨年12月と今年4月に2度の水質汚濁事故がありました。繰り返す事故は、運営管理会社の技術力が不安定であること、そして運営権者と県企業局の危機管理や事故防止というガバナンスが不十分であることを指摘します。

今議会には、2024年度からの水道料金や下水道の維持管理負担金の改定を盛り込んだ条例も提出されています。料金改定に向けて県議会には、重要な資料である経営シミュレーションが今年7月にやっと出され、料金改定の根拠などが掲載されている市町村担当者会議の資料も出てきたのは9月中旬でした。広く県民の声を聞きながら県議会で検討し、議決するには情報公開が不十分です。

コスト削減効果は、料金上昇の抑制だけでなく、管路更新のピークに備えるとして内部留保にも多く充てています。例えば仙南仙塩広域水道では、料金上昇抑制には24億8千万円充てるのに対し、内部留保には倍以上の59億2千万円を見込んでいます。物価高で暮らしたいへんな時、県民や市町村のために料金抑制にこそ、反映させるべきです。

2024年度からの5年間で、運営権者は90億円のコスト削減のために、人件費を46億円削減予定です。25年に16名、28年には28名、計44名、16%の人員削減を、ICT機器の導入や業務の効率化で行おうとしています。水質汚濁事故も起きていますが、人件費の削減は安全安心な水の供給という水道事業の目標と相いれないものであり、災害時や緊急事態にも対応できるのか心配です。

337億円のコスト削減のうち、最も大きいものは更新投資です。ボロボロになった機械や設備が20年後に返されるのではないか、そのことの検証に欠かせない健全度調査結果は未だ公表されていないことも問題です。

民営化した流域下水道4事業に関しては、当初の実施契約書にも、物価変動に応じて2種類の運営権者収受額の臨時改定の規定があり、どちらも発動しています。加えて今議会では、2億8百万円を「補償費」として運営権者に支払う補正予算案が提出されました。その根拠となる実施契約書の条項は、今年6月20日に変更されたものでした。コンセッション導入時の実施契約書には無かった条項です。

実施契約書を、運営権者と県企業局で都合のいいように変えて、議会の関与なしに変更していたことは重大な議会軽視であり、県民への説明責任も果たしていません。運営権者には更に「損をさせない」仕組みがつけられ、至れり尽くせりと言わざるをえません。

以上の理由により、第112号議案「令和5年度宮城県流域下水道事業会計補正予算」、第119号議案「公営企業の設置等に関する条例の一部改正条例」は反対し、第137号議案「令和4年度公営企業会計決算」は認定できません。

## ② 次に、令和4年度一般会計決算を認定できない理由を述べます。

第一は、コロナ禍と相次ぐ自然災害、物価・エネルギー価格の高騰が県民生活を脅かす中、県民の切実な願いに冷たいことです。

○コロナ禍で保健所の体制強化こそ必要な時に、22年4月から栗原及び登米保健所を廃止して、大崎及び石巻保健所の支所にしたことは認められません。支所化前の21年6月と23年6月と比べて、栗原支所が8名の減、登米支所が4名の減となりました。最大の問題は、県内の保健所全体の人員がほとんど増えていないことです。保健所の抜本的な増員を行い、岩沼・黒川も含めて支所を保健所に戻すべきです。

また、コロナ対策においても、国の交付金の範囲内に止まり、県単での独自支援策・上乘せ支援策が見当たらないことも問題です。

○少人数学級への移行は、東北一遅れた県のまま、仙台市と他の市町村との格差も生まれています。日本私立中学校・高等学校連合会の資料によると、私立高校経常費助成単価は、引き続き東北最低で全国平均を下回っています。また、市長会から県に対して、子ども医療費助成の18歳までへの拡充や、学校給食無償化に向けた市町村への支援が求められています。宮城県は「国がやること」と一顧だにしています。物価高騰の中で、子育て世帯への経済的支援は重要です。そして宮城県は、合計特殊出生率全国ワースト2位で、22年度の県民意識調査で「不満群」の第一位が「子ども・子育て」です。「社会全体で支える宮城の子ども・子育て」を政策の柱とした村井県政の本気度が問われます。

○宮城県は、21年、22年の福島県沖地震では、県独自の被災者住宅再建支援制度で被災者を支えましたが、7月の大雨災害では適用しませんでした。自然災害が多発する中、被害地域が限定的でも、全壊や半壊など同等の災害には同等の支援が行えるよう、

県独自の恒久的な公的支援制度を確立すべきです。県は、自助を支援するとして「水災補償付き火災保険等加入支援事業」を行っていますが、そもそもお金がなければ保険に入れません。公的支援・公助こそ行政の役割です。

○22年度決算の農林水産業の歳出額が、一般会計の歳出合計のたった5%しかなかったことは驚きです。村井知事になってから、年々、その比率は減少してきました。また、県の統計資料によると、農家戸数は知事が就任した2005年は6万3922戸でしたが、20年には3万5戸となんと半分以下の47%まで減少しています。全国平均を6ポイント下回っており、深刻に受け止めるべきです。よって、宮城の基幹産業である農林水産業を軽視する決算には反対です。

第二に、「民間、民間」と大企業優遇の政治を進めていることです。

○水道民営化については最初に述べたとおりです。

○広域防災拠点事業は、事業着手してから累計の決算ベースで178億3千万円の巨額の事業費を注いでいます。事業期間も3度、変更され、供用開始は当初計画から12年遅れの2032年の予定です。10年経っても事業終了が見通せないのです。今年度、公共事業再評価にかけられ事業の妥当性が検討されます。加えて、肝心の全体事業費がいくらになるのかは、「精査中」ということで、今議会でも明らかにされませんでした。324億円を大きく上回ることは確実です。このような状態がここ2年以上も続いており、これまでと、これから掛かる時間と費用を考えると「県政史上、前代未聞の大失政」と言わざるを得ず、反対です。

○みやぎ企業立地奨励金は、2022年度までに224社に約274億円交付していますが、そのうちトヨタ及びトヨタ関連企業21社に136億円交付しており、一割のトヨタグループに金額としては5割も交付されたこととなります。トヨタは22年度決算で過去最高の売上高を計上し、23年度4ヶ月期には四半期で日本初の一兆円超えの過去最高の営業利益を計上しています。発展税は中小・小規模事業者を応援するしくみに転換すべきであり、トヨタを重点的に支援する使い方は賛成できません。

○宮城県は福祉系18システムをマイナンバーと紐づけ、決算年度もマイナンバーカードの普及促進を図ってきました。ところが今年度に入って、共産党県議団が指摘してきた個人情報の漏洩が全国で次々に発覚しています。マイナ保険証への他人の情報の紐づけや、別人の障害者手帳の登録などが各地で相次ぎ、「総点検」が行われています。

一方決算年度は、法改定に基づいて、宮城県でも「個人情報保護法施行条例」が制定され、今年度から匿名加工された個人情報をも民間企業に提供できることになりました。マイナンバーと紐づけされた膨大な個人情報を含みます。

そもそも個人情報の利活用を求めて、マイナンバーカードの制度化を繰り返し要求し、推進してきたのは日本経団連など財界です。トラブルだらけのマイナンバーカードの普

及拡大は賛成できません。

第三に、当事者・関係者の声を聴かずに強行する村井県政の行政運営の進め方が、皆さんの「困る人」を新たに作り出していることです。

○「県営住宅の集約に伴う移転支援方針」―耐用期限を過ぎた県営住宅は建て替えずに順次、廃止するという方針は、当事者である県営住宅入居者の意見を十分に聞かず、説明会も開かず、決算年度に決定しました。廃止対象になった6団地での説明会を非公開で行ったことは大きな批判を浴びました。入居者の不安は募り、説明会では「引越したくない、廃止方針を決める前に住民の意見を聞くべきだ」などの声が出されました。

「公営住宅法」には、国と地方自治体の責任が明確に記されており、県がその責任から免れることはできません。老朽化した住宅の建て替え計画を早急につくるべきであり、廃止方針に反対です。

○県政の最大焦点である県立がんセンターと仙台赤十字病院の「統合」、県立精神医療センターと東北労災病院の「合築」を進める「4病院再編・移転構想」は、知事が目標とした決算年度での「基本合意」に至らず、2月にそれぞれの運営主体による「協議確認書」が取り交わされました。

この構想が実践されると、移転する病院の現在の患者さんの医療が奪われ、これまでそれぞれの病院を拠点として培ってきた地域医療連携や地域包括ケアの取り組みも壊されてしまいます。そして何よりも、患者さんや家族、地域住民、病院職員、精神保健福祉審議会、仙台市といった当事者・関係者の理解・合意を得られないままに構想を進めることはあってはならないことです。

特に、精神医療センターの富谷市移転について、当事者や家族会の意見も聴かずに協議確認書を取り交わしたことは、「私たちのことを、私たち抜きに決めないで」と掲げた障害者権利条約に違反するものです。

知事、全体の利益のためと言って、今の患者さんから医療を奪い、50年後のためと語っても患者さんは納得できません。困っている人」に手を差し伸べるはずの行政が、「困る人」をたくさん作ってどうするのか。医療は知事の公約のためにあるのではなく、患者さんのためにあるのです。患者・家族、病院職員、専門家の意見を尊重しない計画はうまくいくわけがありません。今なら引き返せます。勇気をもってここで立ち止まり、再考することを求めます。

日本共産党県議団は、4病院再編・移転構想に反対し、撤回を求めます。

以上の理由により第134号議案「令和4年度一般会計決算」は認定できないことを申し上げ、討論とします。「清聴ありがとうございました」。